

(登録事業者の皆様へ)

令和3年11月12日

(農林水産省委託事業) Go To Eat 北海道お食事券

「販売期限 延長」のお知らせ

北海道商工会議所連合会

Go To Eat お食事券は、販売期限を現在の11月15日(月)から1ヶ月間延長し、12月15日(水)までご購入できることとなりますのでご連絡いたします。

利用期間についても、延長に向け農林水産省と調整中でございます。決まり次第、ご連絡いたします。

記

1. 食事券販売期限 (延長) 令和3年12月15日(水) まで
↑
(現在) 令和3年11月15日(月) まで

※利用期限の延長については、決まり次第ご連絡します。

2. 登録店皆様へのご注意

- 登録飲食店による「食事券の大量買い」「利用実態のない換金請求」等は、調査対象となり、換金をお断りする場合があります。
(場合により、刑事告発される可能性もあります)
- 換金請求された食事券の番号は、全て利用店舗と紐付けされています。
(利用日が違って、不自然な量の連番食事券の利用が判明した場合は、調査対象となります)
- くれぐれも不正利用をされないようお願いいたします。

3. 「北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証)」の取得について

北海道商工会議所連合会と致しましても、次の感染拡大時に備えるため、早めの認証取得をお勧めいたします。

第三者認証制度(詳しくはこちら → <https://do-safety.jp/>)

飲食事業者等感染防止対策補助金
(詳しくはこちら → <https://elearning.hokkaido.jp/>)

4. 以下の「感染防止対策の徹底」は引き続き行って下さい。

- ・「北海道スタイル」の実践、ステッカー等の店頭表示
- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」の取組実施
- ・ 換気設備の設置と徹底した換気
- ・ 換気設備の清掃等による空調、湿度管理
- ・ 他グループとの席間隔の確保又はパーティション設置
- ・ 同一グループ内アクリル板設置又は座席間隔確保
- ・ 取組内容の店頭表示
- ・ スタッフの健康管理、コロナ検査推奨、検温徹底
- ・ 発熱等の場合来店しないこと
- ・ 大声を控えること
- ・ 従業員の感染は速やかに保健所へ報告
- ・ 感染発生時の保健所の助言・指示等への協力
- ・ 農水省などが実施する抜き打ち調査への協力
- ・ 「コロナ通知システム」の登録、COCOA の使用呼びかけ
- ・ コロナ通知システムへの登録について、三角柱又はチラシ等で各テーブルに掲示
- ・ マスクなし来場者入店禁止のポスター（又はチラシ）の掲示
- ・ 黙食の徹底（短時間、深酒せず、会話はマスク）の呼び掛け（又はチラシの掲示）
- ・ 特に大人数の飲食の際は、より一層の感染対策をお願いします

お問合せ先 Go To Eat お食事券 取扱店用お問合せセンター
TEL 0 1 1 - 3 5 1 - 8 6 4 5 （受付 平日 9:00~18:00）